

県の慣行基準が設定されていない作物のうち、
有機農業の取組の支援対象として県が判定した作物

環境保全型農業直接支払交付金実施要領（平成２３年４月１日付け２２生産第１０
９５４号農林水産省生産局長）第４の１の（５）のイに基づき、県の慣行基準を定め
ていない品目のうち、次に示す品目については、通常の営農管理において化学肥料及
び化学合成農薬を使用する作物であると判定し、有機農業の取組において支援を行う
こととする。

作物分類		作物名
果樹類	かんきつ類	レモン、ネーブル、温州みかん、甘夏、はっさく
	もも類	あんず、もも
野菜類	いも類	きくいも、ヤーコン
	根菜類	チコリ、はつかだいこん、しょうが
	鱗茎類	ペコロス、にんにく、ラッキョウ、エシャレット
	豆類（種実）	あずき、らっかせい
	豆類（未成熟）	さやえんどう
	うり類	ズッキーニ、まくわうり
	なす科果菜類	しょくようほおずき、ししとう、とうがらし、ピーマン
	あぶらな科 野菜類	コールラビ
	葉菜類	からしな、ケール、タアサイ、たかな、なばな、アスパラ 菜、メキャベツ、パクチー、イタリアンパセリ、ロメイン レタス、えごま、しそ、バジル、ふだんそう、モロヘイヤ、 エンサイ、つるむらさき
	茎野菜類	アスパラガス、ルバーブ
穀類	穀類	陸稻、飼料用イネ、ヤングコーン
その他		なたね、ごま

※作物分類については、農林水産省ホームページ

「農薬を使用することができる作物群」を参照

https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_sasshin/group/sakumotu_bunrui.html